

2023年度 健康診断のお知らせ

商工会では、皆様の健康増進と健康管理意識を高めていただくため、毎年定期健診「生活習慣病予防健診」を実施しております。

また、常時使用する従業員が一人でもおられる事業所では、労働安全衛生法に基づき、その従業員に健康診断を年に1回以上受診させることが義務付けられております。

ぜひ、この機会に健診を受診されますようおすすめいたします。

※ 従業員に対する健康管理義務のひとつ、「結果に異常があった従業員（有所見者）について、医師の意見を聞く義務」に関しては当商工会では対応しておりません。健康診断の結果従業員に異常が見られた場合は、健康診断が行われた日もしくは労働者が健康診断結果を事業者に提出した日から3ヶ月以内にかかりつけの産業医ないしは、京都市南地域産業保健センター（075-468-1144）までご連絡いただき、ご対応ください。
⇒従業員の健康管理義務については裏面を参照ください。

【対象者】 商工業者とその家族、従業員

※Dコースの受診は、35歳～74歳までの方で健康保険（政府管掌）の被保険者ご本人（被扶養者を除く）に限ります。なお、健診当日に被保険者資格が無い場合は受診できません。

【健診の内容およびコース】 希望される健診内容に応じたコースをご確認ください。

（例）「定期健診」だけなら⇒A・「定期健診」「大腸がん予防健診」を受診したい場合⇒B

	健診内容	コース			
		A	B	C	D
定期健診	問診・診断、身体計測（メタボ健診を含む）、血圧測定・心電図・胸部X線撮影（デジタル撮影）・視力・聴力、尿、血液、肝機能の各検査	○			
大腸がん予防健診	定期健診+便潜血反応検査		○		
生活習慣病予防健診	定期健診+便潜血反応検査+胃バリウム透視検査（※胃バリウム透視検査はデジタル撮影となります）			○	

※Dコースは、全国健康保険協会が運営している協会けんぽに加入されている35歳以上の方（平成元年4月1日までに生まれた方）が受診いただけるコースとなります。内容はCコースと同様ですが、国からの補助があり、低料金で受診できます。（ただし、受診申請が受け入れられた場合に限られます。）

（参考）令和5年度中の35歳＝昭和63年4月2日から平成元年4月1日生まで

お問い合わせ・お申し込みは **八幡市商工会へ TEL：981-0234 FAX：981-8556**

≪1事業所6名以上で受診する場合の受診料について≫

受診が1事業所で6名以上の場合（Dコース申込人数を除く）受診事業所の負担の公平性を保つため、6名以上からの受診料は下記表右側の価格が適用となることをご了承ください。6名以上からの価格におきましても、他機関で受診されるよりも5,000円～10,000円程度低価格の受診料となっております。

（例）Aコース7名で受診の場合⇒（5名×4,800円）+（2名×6,800円）=37,600円

【受診料】

コース	1事業所につき	
	1～5名までの受診料	6名～の受診料
A	4,800円	6,800円
B	5,800円	7,800円
C	11,800円	13,800円
D	5,282円	5,282円

午前の受診枠を大幅に減らす時間割で実施します。午前の受診希望でも午後の受診に変更になることや、同一事業所で同日に複数人が受診する場合でも、異なる時間帯で受診していただくことがあります。何卒ご協力よろしく願いいたします。

【健診日時】 2023年11月6日（月）、7日（火）

同封の申込書に、ご希望の日と希望時間帯（午前・午後・どちらでも可）に○印を記入してください。受診時間の設定は八幡市商工会事務局において決定させていただきますが、希望日と希望時間に添えない場合がありますのでご了承ください。

【健診場所】 八幡市文化センター・1階展示室（八幡市八幡高畑5-3・八幡市役所南東側）

駐車場につきましては台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。

【健診機関】 一般財団法人 京都予防医学センター

※受診セット（受診日時、キット等）については、10月20日（金）を目途に受診者の所属事業所あてに京都予防医学センターより直接送付させていただきます。受診結果は11月21日（火）頃に事業所宛に同センターより送付されます。

【お申込み】 9月15日（金）まで（厳守）

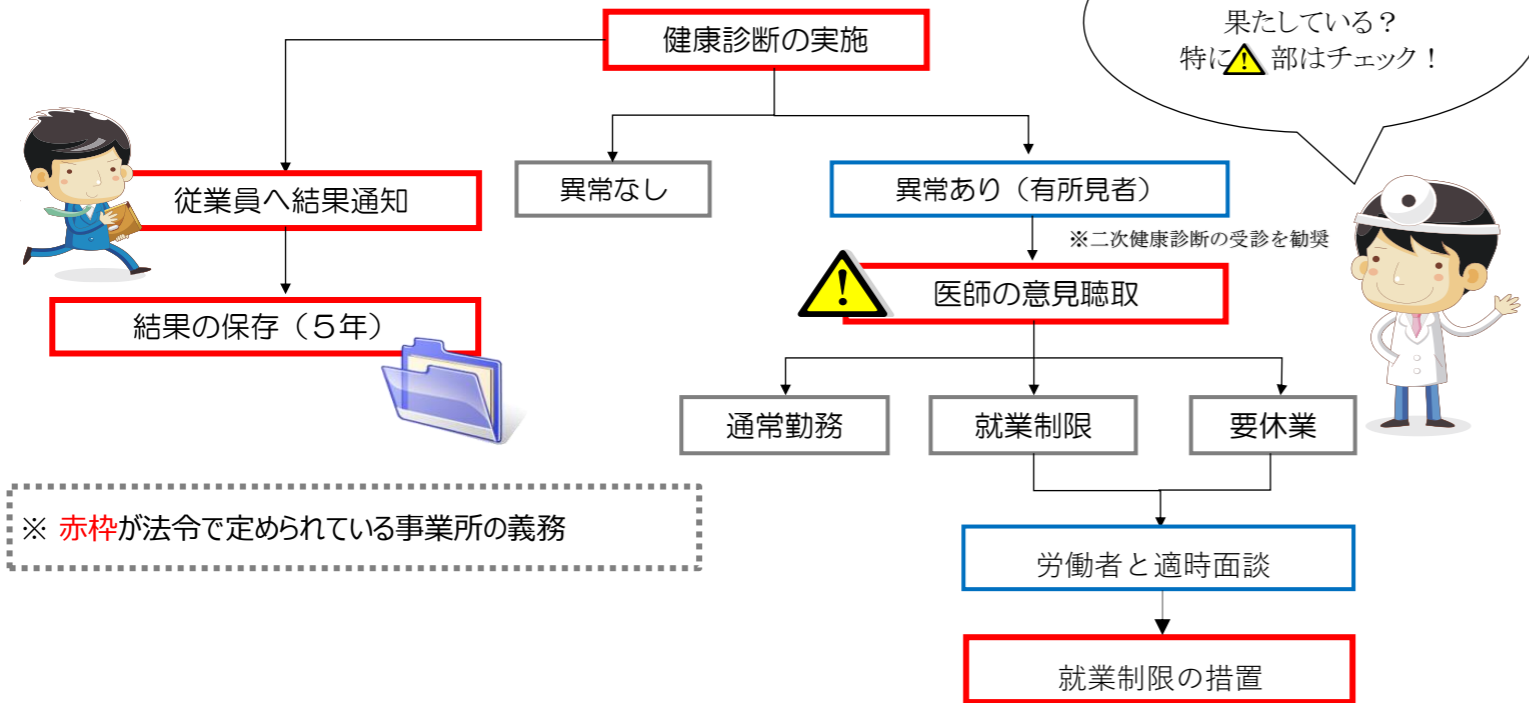
下記の書類に受診料振込領収書の写しを添えて、八幡市商工会へお申し込みください。受診料は振込手数料をご負担いただき、下記指定口座へ振り込みいただきますようお願いいたします。

京都銀行 八幡中央支店 普通預金No3854 名義 ヤワタシヨウコウカイ カイチョウ ツジヤスヒコ
八幡市商工会 会長 辻 弥寿彦

※お申込み後のキャンセルは10月31日（火）午後5時迄です。それ以降の返金は出来かねます。予めのご了承お願い致します。

コース	必要書類
A B C	同封の「全コース共通集団健診申込書」
D	① 同封の「全コース共通集団健診申込書」（受診者氏名等をご記入ください） ② 健康保健証の写し、または ※「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診対象者一覧（令和5年度）」 ⇒社会保険に加入の事業様宛に、今年3月頃協会けんぽより郵送されている書類です。

✓ 従業員の健康管理にはどんな『義務』があるの？



このように、大きくわけて5つの義務があります。

- ① 従業員への健康診断を実施する義務
- ② 結果に異常があった従業員（有所見者）について、医師の意見を聞く義務 ※！の箇所
- ③ ②の結果「就業制限・要休業」とされた者に就業制限を講じる義務
- ④ 健康診断の結果を従業員に通知する義務
- ⑤ その結果を5年保存する義務

八幡市商工会の健康診断事業は、「① 従業員への健康診断を実施する義務」に関してサポートさせていただく事業です。

②～⑤の義務については、各事業所様でのご対応をお願いいたします。

これらは全て“義務”なので、違反すると労働局より是正勧告の対象となります。

特に①と⑤は、違反した場合50万円以下の罰金が定められています。

裏面へ